

個人住民税の給与支払報告書（総括表）の様式統一に向けた見直し —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに係る自治税務局の取組—

行政相談マスコット
キクーン

見直しのきっかけとなった相談

事業所は、従業員が居住する市区町村に対し、給与支払報告書を提出することになっているが、このうち、総括表の様式が市区町村によって異なっており、同報告書の作成が手間となっているので、様式を統一してほしい。

A区あて様式		B区あて様式	
○○		××	××
○○		××	××
○○		××	××
○○		××	××

市区町村ごとに異なる様式で作成するのは大変だよ。



行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、総務省行政評価局から自治税務局へあっせん

自治税務局の対応状況（回答）



あっせんの内容は、**別紙1**「あっせんのポイント」を、回答は、**別紙2**「措置結果の報告」を見てね！

①地方公共団体（101）に対し、総括表に係る事務の運用実態及びニーズについて調査を実施

〔法定様式を使用：2団体/独自様式を使用：99団体〕

② ①の調査結果(地方公共団体のニーズ等)を踏まえ、法定様式の見直しを検討

法定様式の見直しイメージ（一例）

○「報告人員」の内訳を追加

報告人員	特別徴収対象者	人
	普通徴収対象者（退職者）	人
	普通徴収対象者（退職者を除く）	人
	報告人員の合計	人

○「特別徴収税額の払込みを希望する金融機関」を削除

令和 年 月 日提出	種 別	整理番号
給与の支払期間 令和 年 月分から 月分まで	密	密
給与支払者の 個人番号又は法人番号	密	密
フリガナ	提出区分	年 間 分
給与支払者の 氏名又は名称	事業種目	退職者 分
所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業の名称	受 給 者 員	
フリガナ	報告人員	人
同 上 の 所 在 地	報告人員の うち退職者 人員	人
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名	所 属 課 係	税務署
連絡者の氏名、 所属課、係、名 及び電話番号	氏名 (電話)	給与の支払方法 及びその期日
特別徴収税額の 払込みを希望する 金融機関	(名称)	(所在地)

総括表の様式統一に向けて、地方公共団体と調整しつつ、早期に対応(別紙3へ)

事業者だけではなく、
市区町村にとっても使いやす
い総括表になるといいね！



<連絡先>

総務省行政評価局行政相談管理官室
電 話 : 03-5253-5111 (代表)

令和 2 年 2 月 20 日



個人住民税の給与支払報告書（総括表）の様式統一化に向けた見直し

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善）－

総務省行政評価局は、市区町村ごとに異なる給与支払報告書（総括表）の様式を統一するために、令和 2 年 2 月 20 日、総務省自治税務局に改善をあっせんしました。

このあっせんは、行政相談を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

行政相談の内容

事業所は、従業員が居住する市区町村に対し、給与支払報告書（注）を提出することとなっているが、このうち総括表の様式が市区町村によって異なっていることから、同報告書の作成が手間となっているので、様式を統一してほしい。

（注） 事業所が、従業員が居住する市区町村に対し、給与支払を受ける者の前年の給与所得額等を報告（毎年 1 月 1 日現在）する際の手続き書類（地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 10 条に規定）



行政苦情救済推進会議において審議

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）。

詳しくはこちら ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html



行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ総務省（自治税務局）へあっせん

《あっせんの内容》

事業所の給与支払報告書の作成に係る手続負担等を軽減する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 総括表に係る、市区町村の事務の運用実態及びニーズについて調査すること。
- ② 上記調査の結果を踏まえ、総括表の様式を検討すること。



どの市区町村に提出する場合でも、
同じ様式になれば、
事業所も楽になるね！

（本件に関する連絡先）
総務省行政評価局行政相談管理官室
電 話：03-5253-5111（代表）

※詳細は次ページ参照

【行政相談の内容】

- 事業所が市区町村に提出する給与支払報告書（総括表）の様式が、市区町村ごとに違うので、報告書の作成が大変だ。

なぜ、様式が市区町村ごとに違うのだろう？



A 区宛て様式

〇〇	
〇〇	
〇〇	
〇〇	

様式が
違う！

様式が違うので、報告書の
作成が大変だ。

B 市宛て様式

××		××	
××		××	
××			

<法定様式>

平成 年 月 日提出		区 別	税務番号	区	市	町	村
給与支払報告書の 個人番号又は法人番号		提出区分		年 間 分		退 職 者 分	
給与支払者の 氏名又は名称		事業種別		受 給 者 人		人	
所得税の源泉徴収 をしている事業所 又は事業の名称		受 給 人 員		人		人	
フリガナ		報告人員		人		人	
同上の所在地		報告人員の うち退職者 人員		人		人	
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名		所 属 署 名		税務署		税務署	
連絡者の氏名、 所属課、係、番 号及び電話番号		氏名		課		係	
特別徴収票額の 払込みを希望する 金融機関		(名称)		給与の支払方法 及びその期日		(所在地)	

- 【行政相談の背景】
- 給与支払報告書（総括表）の様式（法定様式）は、地方税法施行規則に定めがある。



- 一方、市区町村では、記載項目を追加するなどして、独自の報告様式を定めている場合がある。

＝法定様式にはない記載項目を定めている例＝

比較内容		法定 様式	A 区	B 市	C 市	D 市	E 市	F 市	G 市	H 市	I 市	J 市	K 市	L 市
記載項目	徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
	納付書の送付の可否	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×
	・・・（以下略）													

市区町村のニーズや事業所の負担を踏まえて、法定様式の見直しができるといいね！



<徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員>
徴収方法の区分（特別徴収、普通徴収）に係る報告に誤りがないか、効率的に確認を行うために追加

<納付書の送付の可否>
納付書（特別徴収）の送付を不要としている事業所に送付することを防ぐため追加

(公印省略)

総 税 市 第 38 号
令和 2 年 6 月 29 日

総務省行政評価局長 殿

総務省自治税務局長

個人住民税の給与支払報告書（総括表）の様式統一化に
向けた見直し（あっせん）に対する措置結果の報告

令和 2 年 2 月 20 日付け総評行第 19 号「個人住民税の給与支払報告書（総括表）
の様式統一化に向けた見直し（あっせん）」について、市区町村の事務の運用実態
及びニーズについて調査を実施したところ、別紙のと通りの結果でした。

この結果を踏まえ、総括表様式について、次のとおり変更する方向で対応します
のでお知らせします。

(変更部分)

- ・「税理士の氏名・電話番号」の追加
- ・「納入書の要否」の追加
- ・「特別徴収税額の払込みを希望する金融機関」の削除
- ・「種別」、「整理番号」を「給与支払者の指定番号」に変更
- ・「報告人員」、「報告人員のうち退職者人員」を「特別徴収対象者」、「普通徴収
対象者（退職者を除く）」、「普通徴収対象者（退職者）」、「これら 3 欄の合計」
の 4 欄へ変更

調査結果概要（給報総括表）

令和2年3月、自治税務局市町村税課において指定する市区町村（101 団体※）に対し、事務の運用実態及びニーズについて調査を実施

※ 道府県庁所在市、東京都23 区内の特別徴収義務者の多い区、政令指定都市、中核市または町村会の財政委員の町村

1. 省令様式の使用状況

	団体数
省令様式を使用	2
独自様式を使用	99

2. 主な意見・・・様式を見直す方向で検討

① 追加項目

- ・「会計事務所（税理士）の名称・電話番号」（40 団体・40%）
- ・「給与支払者の指定番号」（54 団体・55% ※1）
- ・「納入書送付の要否」（57 団体・58%）

② 削除項目

- ・「特別徴収税額の払込みを希望する金融機関」（57 団体・58%）
- ・「提出区分」（41 団体・41%）

③ 変更項目

- ・「報告人員」欄

報告人員の内訳 ※2（62 団体・63%）

特別徴収・普通徴収（退職者・乙欄）・計等の別に細分化（22 団体・22%）

※2 ・「報告人員のうち退職者人員」欄を特別徴収、普通徴収の内訳に変更、
・省令様式欄に加えて、「特徴」、「退職者以外の普徴」、を追加
といった内容がみられる。

- ・「種別」、「整理番号」を「指定番号」へ変更（14 団体・14% ※1）

※1 ①追加項目に計上している54 団体と合わせると約70%となる。

3. その他の意見・・・様式変更は見送り

① 追加項目

- ・「他社分（前職分）の給与を含んでいるか」（41 団体・41%） 等

② 削除項目

- ・「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業者の名称」（37 団体・37%）
- ・「所属税務署名」（36 団体・36%） 等

③ その他

- ・「A5 サイズ以外を使用」（13 団体・13%） 等

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 28 日

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

給与支払報告書（総括表）第十七号様式改正に係る省令の公布について

地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）が規定する第十七号様式（給与支払報告書（総括表））に関して、先般、「給与支払報告書（総括表）第十七号様式の改正について」（令和 2 年 6 月 29 日付け総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において、改正を予定している旨お伝えしたところです。

つきましては、令和 2 年 7 月 27 日付けで地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 67 号）が公布されましたのでお知らせします。改正後の様式につきましては、別添のとおりとなります。施行期日は、上記事務連絡でお伝えしたとおり、令和 3 年 1 月 1 日です。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、この旨を管内市区町村へ周知いただきますよう、お願いいたします。

連絡先
総務省自治税務局市町村税課
住民税第三係 若林、馬場
電話：03-5253-5669（直通）

給与支払報告書（総括表）

第十七号様式（用紙日本産業規格A5）（第十条関係）

		指 定 番 号	
令和 年 月 日提出			
給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで		
給与支払者の 個人番号又は法人番号			
フリガナ			
給与支払者の 氏名又は名称		事業種目	
所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業の名称		受給者員	人
フリガナ		報告人	特別徴収対象者
同上の所在地	〒		普通徴収対象者 (退職者)
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名			普通徴収対象者 (退職者を除く)
連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号	課 係 氏名 (電話)		報告人員の合計
関与税理士等の氏名 及び電話番号	氏名 (電話)	所 税 務 署 轄 名	税務署
		給与の支払方法 及びその期日	
		納入書の送付	必要 ・ 不要

- 第17号様式記載要領
- この給与支払報告書（以下「報告書」という。）は、地方税法（以下「法」という。）第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
 - 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に報告書を提出してください。
(イ) 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
(ロ) 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったもの 退職した年の翌年の1月31日まで
 - 「指定番号」欄には、提出先の市町村が定める指定番号を記載してください。
 - 「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。
 - 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
 - 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
 - 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
 - 「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
 - 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
 - 「特別徴収対象者」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。
 - 「普通徴収対象者（退職者）」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者の人員を記載してください。
 - 「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除いた人員を記載してください。
 - 「報告人員の合計」欄には、「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者（退職者）」欄及び「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄の人員の合計を記載してください。
 - 「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。